

## 相続に関する民法改正

堂本 隆 相談部 東京相談室

民法の相続編が平成30年7月6日改正され、7月13日に公布されました。相続編は、昭和56年に配偶者の法定相続分を1/3から1/2へと引き上げ、被相続人の事業に対する労務提供や療養看護など特別の寄与をした相続人の寄与分制度を創設して以降、実質的な改正はされていませんでした。今回の改正は、「高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続が開始した場合における配偶者の居住の権利及び遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定の新設、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留分の減殺請求権の金銭債権化等」（国会への提案理由）など多岐にわたっています。

同時に、法務局における遺言書の保管等に関する法律が制定され、自筆証書遺言保管制度が創設されました。自筆証書遺言の方式緩和は、平成31年1月13日にすでに施行されており、配偶者の居住権の保護に係わる改正は令和2年4月1日施行とされるほか、改正相続法は令和元年7月1日に施行されました。また、自筆証書遺言保管制度は令和2年7月10日施行です。

今回は、広範な相続編の改正概要を解説します

### 1. 配偶者の居住権の保護

#### [1] 配偶者居住権の創設

被相続人の死亡後、特に高齢の配偶者が住み慣れた住居で終生、住み続けることができるように、改正相続法では、配偶者が相続時に居住していた住居に対する配偶者居住権を創設しました。この配偶者居住権は、被相続人の配偶者が、相続開始時に相続財産である建物に居住していた場合、次のいずれかにあたる時、その建物に無償で居住することができる権利です。

- (1) 遺産分割によって、配偶者居住権を取得するとされたとき
- (2) 遺言によって、配偶者居住権が遺贈されたとき

遺産分割は共同相続人全員の合意によるので、調停が共同相続人全員の合意で成立する以上、家庭裁判所の遺産分割調停でも配偶者居住権を取得すると定めることができます。この他、改正法では、家庭裁判所の遺産分割審判においても、共同相続人間に配偶者居住権の取得の合意が成立している場合、または配偶者が取得の申出を行った場合でその建物所有権を取得する者の不利益を考慮しても配

偶者の生活維持に特に必要がある場合には、家庭裁判所は審判で配偶者居住権を定められます。

配偶者居住権は、被相続人の死亡後の配偶者の生活維持のための権利ですので、譲渡ができず、その存続期間は配偶者の終身です。ただし、遺産分割協議や遺言、家庭裁判所の審判で別段の定めがあれば、そこで定めた期間となります。配偶者居住権は登記することができ、登記によって、建物所有権の移転や担保設定などがなされても、配偶者居住権は第三者に対抗できるようになります。

配偶者居住権は、次の配偶者短期居住権とともに、令和2年4月1日から施行されます。

## [2] 配偶者短期居住権の創設

被相続人の死亡後、その配偶者が自宅から早急な退去を求められると大きな負担となります。そこで、配偶者の短期的な居住権を保護するために、改正相続法では配偶者短期居住権を創設し、被相続人の配偶者が相続開始時に相続財産である建物に無償で居住していた場合、次のように、その建物に居住し続けることができるものとなりました。

(1) 居住建物について配偶者を含む共同相続人で遺産分割をすべき場合

- |                     |   |            |
|---------------------|---|------------|
| ①遺産分割による建物の帰属が確定した日 | } | ①②のいずれか遅い日 |
| ②相続開始時から6カ月を経過する日   |   |            |

(2) 上記以外の場合、すなわち居住建物が遺贈されたり配偶者が相続放棄をした場合

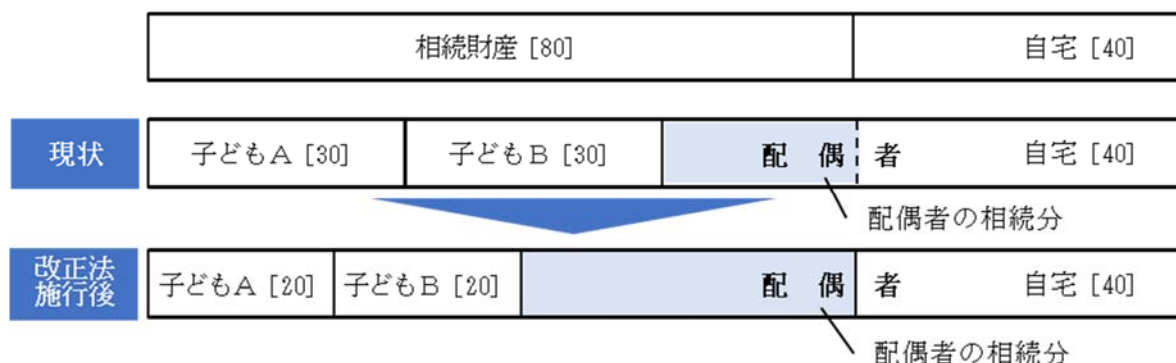
建物取得者が、配偶者に対し、配偶者短期居住権の消滅の申入日から6カ月を経過する日

## 2. 遺産分割の見直し

### [1] 婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産の遺贈・贈与の持戻しの免除

居住用の建物やその敷地が遺贈又は贈与されたときは、婚姻、養子縁組または生計の資本としての贈与として特別受益となり、遺産分割では、この居住用不動産を相続財産に持ち戻すこととなります。改正相続法では、婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与や遺贈は、相続財産への持ち戻しはしない旨の意思表示をしたものと推定すると定められました。この推定がはたらくときは、遺産分割は、配偶者に贈与や遺贈された居住用不動産抜きで行うことができます。

■配偶者と子ども2人が相続人で、婚姻後20年が過ぎて配偶者に自宅を贈与したケース



## [2] 相続預貯金の払戻制度の創設

預貯金債権は遺産分割協議の対象とされるため、全共同相続人の同意がなければ払戻請求をすることができません。そこで、相続債務の弁済や、相続人の当面の生活費のための資金需要に応えるために、各共同相続人は、相続預貯金の 1/3 に法定相続分を乗じた金額を、単独で払戻請求できる制度が創設されました。

ただし、標準的な当面の必要生計費などをベースに法務省令で定める額が上限となり、その金額は 150 万円とされました。この 150 万円は金融機関ごとの上限であり、例えば、みずほ銀行に複数口座を有していても、みずほ銀行では 150 万円が上限となりますが、別に郵便局に貯金があれば、郵便局に対して 150 万円までの払戻請求ができます。

## 3. 自筆証書遺言の見直し

### [1] 自筆証書遺言の方式の緩和

自筆証書遺言は、遺言書の偽造・変造を防止し、遺言者の真意を確保するために、全文、日付、氏名を自署して印を押すという厳格な方式が定められていますが、多数の不動産や金融資産を有する者が遺言をするとき、相続財産の一つひとつを自署しなければならないのは大きな負担となっています。そこで、改正相続法では、財産目録については自署で作成しなくともよくなりました。

この改正によって、財産目録はパソコンで作成できるようになりました。登記簿謄本や預金通帳のコピーを財産目録とすることもできます。ただし、その方式は、自署によらない財産目録の各ページ（両面に記載があれば両面とも）に署名し印を押したうえで、自筆証書に一体のものとして財産目録を添付しなければなりません。この改正は、平成 31 年 1 月 13 日から施行されています。

### [2] 自筆証書遺言保管制度の創設

民法の相続編の改正と合わせて、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が制定され、遺言者が法務局に自ら出頭して、自筆証書遺言の保管を申請する制度が創設されました。

この制度を利用して自筆証書遺言の保管を法務局に申請するには、法務省令で定める様式に従って遺言書を作成しなければなりません。遺言者は自ら出頭して、封をしてない遺言書を提出し、法務局では、申請者が遺言者本人であることを確認したうえで原本を保管するとともに、その画像情報を管理します。遺言者本人の生存中は、本人はいつでも自ら出頭して遺言書の閲覧を請求することができ、また、いつでも自ら出頭して保管の申請を撤回することができます。

本人の死亡後は、相続人や受遺者などは遺言書の閲覧や画像情報の証明書を請求できます。その前提として、誰でも遺言書保管事実証明書を請求できます。これは、自己が相続人や受遺者となっている遺言書を法務局が保管しているかどうか、保管しているのであれば保管の法務局と保管番号を証明する書面で、被相続人が自筆証書遺言の保管制度を利用しているかどうかを確認するものです。

保管制度を利用した自筆証書遺言については、申請時に本人確認がなされますので、家庭裁判所での検認手続が不要となります。この自筆証書遺言保管制度は令和 2 年 7 月 10 日から施行されます。

## 4. 遺留分制度の見直し

### [1] 遺留分減殺請求から侵害額請求への変更

相続人のうち、配偶者、子、直系尊属には遺留分が認められています。これは、被相続人のこれらの兄弟姉妹を除く相続人に留保された相続財産の一定割合のことで、被相続人の生前における処分や遺言によっても奪うことができない財産です。現行法では、被相続人の遺贈や贈与によって遺留分を侵害された相続人は、減殺請求権を行使することによって遺贈を失効させ、遺贈や贈与された遺産について、遺留分に相当する持分を回復し、その所有権を取り戻すことができます。

被相続人が遺留分を侵害するような遺贈をし、遺留分権利者が遺贈を受けた者（受遺者）に遺留分減殺請求権を行使すると、遺贈した財産は受遺者と遺留分権利者との共有となります。そうすると、この共有状態解消のため新たな紛争を誘発したり、円滑な事業承継の支障となったりするので、改正相続法では、遺留分権利者は遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求できるとしました。減殺請求から金銭支払請求への改正で、遺留分の権利行使によって生じる権利が金銭債権となったわけです。

遺留分侵害額請求権を行使された受遺者（や受贈者）は、遺留分侵害額に相当する金銭を、直ちに全額弁済しなければなりません。ただし、受遺者が取得した財産が不動産や非上場株式、事業用資産など換価しがたい場合もあるため、裁判所は、相当の期限を許与できるとされています。

### [2] 遺留分の算定方法

改正相続法では、遺留分を算定するための財産の価額と遺留分、および各遺留分権利者の遺留分侵害額の算定方法は、下記のとおり明確に定められています。

遺留分を算定するための財産の価額（X）	
相続開始時の財産の額 + 生前贈与の額（W） - 債務の額	
遺留分権利者の遺留分（Y）	
権利者が1人のとき	$X \times 1/2$ （注）
権利者が数人のとき	$X \times 1/2$ （注） $\times$ 遺留分権利者の法定相続分の割合
遺留分権利者の遺留分侵害額	
$Y -$ 遺留分権利者が受けた特別受益 $-$ 遺産分割により取得したあるいは取得すべき財産の額 $+ 遺留分権利者が負担する債務の額$	

注：直系尊属のみが相続人のときは1/3

### [3] 遺留分を算定するための財産に算入する贈与の範囲

上表の「遺留分を算定するための財産（X）に算入する贈与（W）」について、現行法では、原則として相続開始前の1年間にした贈与が算入され、相続人に対する贈与で特別受益にあたるものは、贈

与の時期を問わず、すべて算入されます。

改正相続法では、これが整理され、相続人への贈与は相続開始前 10 年間にされた特別受益に該当するものに限って、遺留分算定の財産に算入されるようになりました。

## 5. 相続人以外の親族の貢献を考慮する方策の創設

被相続人の療養監護に努めて被相続人の財産の維持または増加に特別に寄与した相続人には、遺産分割協議の中で寄与分が認められますが、寄与分は相続人の権利ですから、義理の父や母の世話を長年してきたとしても寄与分は認められず、現行法では被相続人の遺産から何らの分配も受けられません。そこで、相続人ではない親族が被相続人の療養看護に努めた場合の実質的公平を図るため、改正相続法では、相続人以外の被相続人の親族が被相続人に対して無償で療養看護、その他の労務の提供をしたことにより相続財産の維持増加に特別の寄与をしたとき、この特別寄与者は、寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の支払いを相続人に対して請求できる制度を創設しました。

特別寄与者は、相続人以外の被相続人の親族で、被相続人の療養看護などの労務提供を無償で行ったものでなければならず、財産上の提供だけでは特別寄与者にあたりません。

特別寄与料は特別寄与者と相続人との協議で決めますが、協議が調わないときは、家庭裁判所に協議に代わる処分を請求することができます。

内容は2019年3月8日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。

みずほ総合研究所 相談部東京相談室 03-3591-7077 / 大阪相談室 06-6226-1701  
<http://www.mizuho-ri.co.jp/service/membership/advice/>